

長野市 飲食・観光関連事業者支援金

長野市飲食店と取引のある事業者・観光関連事業者の皆様

申請期限間近です！ご確認ください！

令和3年10月29日(金)まで



**売上が20%以上
減少した事業者様に**



支援金を交付します！

支援金額1事業者につき

法人20万円 個人10万円

飲食店の時短営業の影響を受けて売上が減少した事業者を支援するものです。

①市内飲食店と直接的な取引がある事業者様

A

食材、飲料(酒含む)
調味料などを直接
納品している事業者様

B

割りばし、おしぼり等の
消耗品を直接
納品している事業者様

C

制服のクリーニングや
店舗の清掃ごみ廃棄等を
直接実施(受託)
している事業者様

②観光関連事業者様(以下に該当する事業者の皆様)

A

宿泊業
(旅館、ホテル、簡易宿所)

B

旅客輸送業
(貸切バス、タクシー、運転代行)

C

旅行業・旅行業者代理業

D

自動車賃貸業
(レンタカー)

E

飲食業
(時短要請対象外の店舗)

F

土産物店業

支援金の詳細はチラシ裏面とホームページをご覧ください。

お問い合わせ

長野市商工観光部商工労働課 飲食・観光関連事業者支援金担当
TEL:026-224-8379 FAX:026-224-5078 ✉skr@city.nagano.lg.jp

長野市 飲食・観光関連事業者支援金支給対象者

【1. 対象要件】

- 資本金等の額が10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人事業主であること。
- 法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員、又は長野市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団関係者等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団関係者等の反社会的勢力が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- 令和3年7月31日の時点で「2. 飲食・宿泊関連事業」に定める事業(以下「飲食・宿泊関連事業」という)を行う店舗、事業所等を市内に開業しており、申請日現在で当該店舗、事業所等を営業していること。
※令和3年8月1日以降に飲食・宿泊関連事業を開業した事業者は対象になりません。
- 申請日現在で、法令等で定める飲食・観光関連事業を行うために必要な許認可等を全て取得していること。
- 飲食・観光関連事業を行う店舗、事業所等において、業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること。
- 令和3年8月の売上が令和2年(又は令和元年)8月の売上と比べ、20%以上減少していること。
※複数事業を実施している場合でも、事業者全体の売上とします。支援金の支給対象外の事業も含めた、全事業の合計売上金で比較してください。
※時短要請の影響が9月の売上に出る事業者は令和3年9月の売上と令和2年(又は令和元年)9月の売上と比較することも可能です。
※令和2年8月2日～令和3年7月31日の間に開業した事業者に限り、開業日から令和3年7月31日までの売上を、月数(開業した月は、開業日によらず1か月とします。ここでの開業日は、個人事業者の場合は税務署提出の開業届に記載された開業の日、法人の場合は法人設立日とします。)で除した額を令和3年8月(又は9月)の売上と比較します。

【2. 飲食・宿泊関連事業】

次のいずれかに該当する事業を行っている方が対象となります。

①直接取引事業

- 長野市内の飲食店と主に以下のような直接的な取引を令和3年4月1日から同年7月31日までの間に行っており、その証拠となる書類を提出できること。

- ☑ 食材(野菜・果物・飲料・調味料等)を直接納品していること。
- ☑ 消耗品(割りばし・紙おしぼり・花・食器等)を直接納品していること。
- ☑ 飲食店にクリーニング、清掃、ごみ処理などのサービスを直接提供していること。

②観光関連事業

宿泊業 (旅館・ホテル・簡易宿所)	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業 (当該施設の目的が研修、福利厚生目的の場合を除く)
貸切バス事業	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業
タクシー事業	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送業限定事業者を除く。)
運転代行業	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業
旅行業・旅行業者代理業	旅行業法第2条第1項に規定する旅行業又は同条第2項に規定する旅行業者代理業
自動車賃貸業	有償で道路輸送法第78条に規定する自家用自動車を貸し渡す事業
飲食業 (時短要請対象外)	時短要請対象外となる昼間のみ営業の店舗や酒類の提供を行っていない店舗 (店舗内で飲食をしない場合や、イートインスペースのみの店舗は不可)
土産物店業	小売店のうち、取扱品目等から、専ら観光客等を相手に対面で土産物(地場産品等)を販売する事業

申請書類の
入手方法

①長野市ホームページからダウンロード
<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/478601.html>

②長野市役所商工労働課(第二庁舎3階)での受け取り



お問い合わせ 長野市商工観光部商工労働課 飲食・観光関連事業者支援金担当
TEL:026-224-8379 FAX:026-224-5078 ✉ skr@city.nagano.lg.jp